

保険料の計算方法やお支払い方法をお知らせします！

■平成23年度保険料の計算方法 (保険料率は、平成22年度と変わりません)

均等割【1人あたりの額】 44,192円	+	所得割【本人の所得に応じた額】 (平成22年中の所得-33万円) × 10.28%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て) 《上限額：50万円》
--------------------------------	---	--	---	---------------------------------------

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■保険料の軽減

①均等割の軽減(年額)《所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減されます》

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円で被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	【年額】 4,419円 (39,773円軽減)
33万円	8.5割軽減	【年額】 6,628円 (37,564円軽減)
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	【年額】 22,096円 (22,096円軽減)
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】 35,353円 (8,839円軽減)

②所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で計算します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の世帯	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

■保険料のお支払い方法 ※保険料は、確定申告の社会保険料控除の対象となります。

保険料のお支払いは、原則年金天引ですが、
年金天引から口座振替に変更できます。

- 「口座振替」を希望される方は、市民課保険給付係へお申し出ください。
【お申し出の際に必要なもの～ご本人の保険証、預金通帳とお届け印】
- 75才に到達した6カ月間は年金天引ができませんので、忘れずに納付書で納付してください。
- その他の方は、納付書で納入してください。

■保険料の減免

- 保険料のお支払いが困難な場合は、市民課保険給付係へご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
☎011・290・5601

市・市民課 ☎42・1805



後期高齢者医療制度

～保険証の一齐更新と保険料のお支払い～

7月までに一齐更新される後期高齢者医療保険証と保険料のお支払い方法などについてお知らせします。

7月までに保険証と減額認定証が新しくなります！

■新しい保険証に変わります

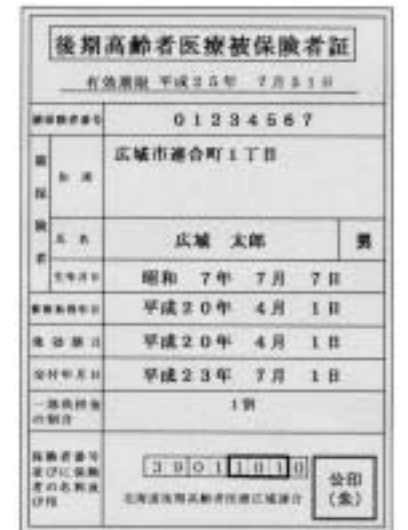
現在ご使用の保険証の有効期限が平成23年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたら、お持ちの保険証を破棄し、新しいものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成25年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、市民課保険給付係までお申し出ください。
- 今回から、うら面に臓器提供に関する意思表示欄がありますので、意思のある方は記入してください。

※保険料の未払いがある方は期限の短い保険証が発行される事があります。

保険証の色は変わりません(黄色です)



■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成23年7月31日で満了となるため8月以降は使用できなくなりますので、交付対象を確認の上、7月中旬に新しい減額認定証を郵送します。新たに必要の方は、下記の交付対象に該当することをご確認の上、市民課保険給付係まで申請してください。

※有効期間が保険証と異なりますのでご注意ください。

減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です

区分Ⅱ	●世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	●世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	●老齢福祉年金を受給されている方

減額認定証の色も変わりません(オレンジ色です)

